## 熊本県の離島振興対策実施地域一覧

離島振興法第２条第１項に規定する離島振興対策実施地域として指定された天草諸島地域（湯島、中島、横浦島、牧島、御所浦島、横島）である。

※離島地域の指定基準

外海離島の場合：人口100人以上、本土との最低航路距離が５km以上

内海離島の場合：人口100人以上、本土との最低航路距離が10km以上、定期船の寄港回数約１日３回以下

熊本県における離島振興対策実施地域

